

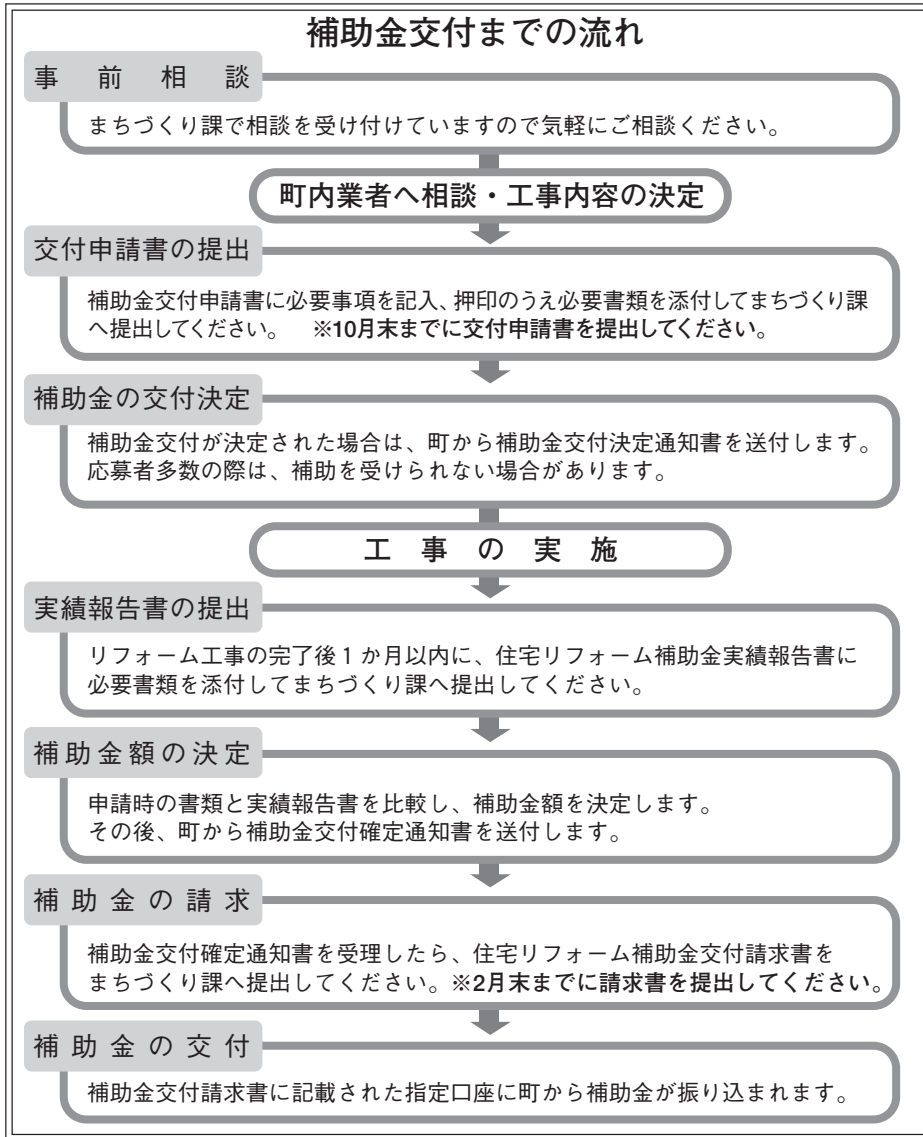
# 住宅リフォーム補助金制度

「酒々井町住宅リフォーム補助金制度」は、町民の皆さんの生活環境の向上や町内産業の活性化などを目指して、住宅のリフォーム工事を行う場合に町がその費用の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

住宅リフォーム補助金制度の活用をお考えの方は、以下の内容を確認し、まちづくり課へご相談ください。



## 補助金交付までの流れ



**補助対象者** 町に住民登録または外国人登録している方で、申し込み日現在、町税等の滞納がない方

**補助対象工事** 消費税を除いた工事が20万円以上となる

もので次のすべての要件に該当する工事

- ・これから着工する工事で、翌年の2月末までに補助金の請求ができる工事
- ・町内の施工業者（酒々井町

内に本店のある法人や住所のある個人事業主）が行うリフォーム工事

- ・住宅（個人住宅・併用住宅）の修繕、改築、増築、模様替え、補修、改造、設備改善等の工事（併用住宅の場合は住宅部分のみが対象で、共同住宅の場合は個人住宅部分のみが対象です）

## 次のような工事が対象となります

- ・基礎、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床、屋根、横架材、開口部等の修繕および補強
- ・屋根および外壁の塗装
- ・内装および建具の修繕、畳替え、間取り変更等の模様替え、台所・浴室・トイレ

- ・の改修、断熱性・気密性・遮音性工事、防火・防犯・給排水・ガス・電気・衛生・換気設備等改修工事
- ・増築、改築、太陽光発電、床暖房等
- ・外構工事（既存施設の修繕に限る）

## 補助対象外となる場合

町で実施している次の制度を利用して補助金を受けている場合は、補助の対象とはなりません。（同一工事箇所での他の制度と併用して補助金を受け取るとはできません）

- ・障害者等日常生活用具給付事業（健康福祉課）
- ・居宅介護住宅改修費の給付（健康福祉課）
- ・生活排水対策浄化槽推進事業（生活環境課）

補助対象工事の審査 対象工事については、工事内容の審査を行います。なお、補助対象となる工事であっても応募者多数により予算の範囲を超える場合は、補助を受けられないことがあります。



補助金額 工事金額の10パーセント(千円未満切捨て)で、最高限度額は10万円となります。

なお、リフォーム工事にあわせて浸透トレンチや貯留浸透槽等の雨水抑制施設設置工事を行う場合は、補助金額に2万円を追加します。

申込期限 10月31日(月)

**注意事項**

・申し込み前に着工している工事または完了している工事は補助金の対象とはなりません。必ず工事中前に申請をしてください。

**補助金額の計算例**

【事例①】 工事費が1,000,000円未満の場合  
 工事費 (補助率) (千円未満切捨て)  
 725,800円 (税抜き) ×10% = 72,000円

【事例②】 工事費が1,000,000円以上の場合  
 工事費 (補助率) (千円未満切捨て)  
 1,258,000円 (税抜き) ×10% = 125,000円  
 ↓  
 (上限額10万円が適用されます) 100,000円

【事例③】 リフォーム工事にあわせて雨水抑制施設設置工事を行う場合  
 工事費 (補助率) (千円未満切捨て)  
 1,258,000円 (税抜き) ×10% = 125,000円  
 ↓  
 (上限額10万円が適用されます) 100,000円  
 +  
 雨水抑制施設設置工事追加分 20,000円

・補助金の交付は1住宅につき1回限りです。  
 ・町で実施している他の同様の制度による補助金と併用することはできません。  
 ・業者等代理申請の場合は委任状様式任意が必要で、補助金の交付決定後に、改修の内容や改修費の増減等の変更があった場合には、「住宅等リフォーム事業補助金変更申請書」に必要書類を添付して、まちづくり課へ提出してください。

**町内施工業者の一覧表を配布**

住宅リフォーム補助金制度は、町内施工業者が行う工事に限られていることから、まちづくり課では、6月1日時点の町入札参加資格者名簿および町小規模工事等契約希望者登録名簿に基づき「町内施工業者一覧表」を作成し配布をしています。

この一覧表に掲載を希望する町内施工業者はまちづくり課にお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ まちづくり課計画整備班 ☎153・154

**安全・安心を支える整備事業**

**防災対策事業**

役場、保健センター、プリミール酒々井等の公共施設が集約する立地環境の中にある中央台公園を、今年度から平成25年度にかけて防災設備を備えた基点避難場所として再整備を行っていきます。

具体的な整備内容としては、医療・救護・応急物資の輸送などを行うヘリポート、災害物資の一時保管や集積場所、現場の応急救護活動を行うテント、非常用のトイレや緊急車両用駐車場などの施設を配備し、防災機能の強化を図っていきます。



中央台公園

なお、公園は利用できませんが、工事中はご不便をおかけすることとなりますので、ご協力をお願いします。

**交通安全対策事業**



横町地先と下台地先を結ぶ町道

交通安全対策は、ガードレール・カーブミラー・道路反射鏡の新設補修等を主として行っています。

今年度から、新たに通字路の安全対策として酒々井横町地先から下台地先の区間で自転車等が待避できるスペースの確保を計画的に実施していきます。

問い合わせ まちづくり課維持管理班 ☎158・159